私立幼稚園設置認可等審查基準

平成23年4月1日改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 私立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の設置の認可、収容定員に係る園則の変更の認可及び廃止の認可については、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の規定によるほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

第2章 設置の認可

第1節 総則

(名称)

第2条 幼稚園の名称は、幼稚園の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既存の幼稚園と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。

(開設の時期)

第3条 幼稚園の開設時期は、4月1日とする。

(設置者)

第4条 幼稚園の設置者は、学校法人又は保育所を設置する社会福祉法人でなければならない。

(位置等)

- 第5条 幼稚園の位置については、次の要件を満たさなければならない。
 - 一 幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境であること。
 - 二 市町村等における幼児教育の振興計画等に資するものであること。
 - 三 収容定員を満たす幼児数の確保が将来にわたり客観的に可能であること。幼児数の 把握に当たっては、原則として、設置予定地に係る小学校の通学区域等の幼児数とし、 当該区域内の既設の公立及び私立の幼稚園並びに保育所の収容定員に対する充足率等 を十分考慮するものであること。

(規模)

第6条 幼稚園の学級数は、原則として3学級以上とする。

第2節 編制

(1学級の幼児数)

第7条 1学級の幼児数は、原則として35人以下とする。

(学級の編制)

第8条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原 則とする。

(教職員)

- 第9条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。
- 2 幼稚園には、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下この 条において「教諭等」という。)を1人置かなければならない。ただし、3歳児の学級に ついて幼児数が20人を超える場合は、専任の教諭等を2人置かなければならない。
- 3 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園 の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもってこれに代えること ができる。
- 5 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。
- 6 幼稚園には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

第3節 施設及び設備

(一般的基準)

第10条 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園地、園舎及び運動場)

- 第11条 園舎は、2階建以下を原則とする。園舎を2階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を3階建以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第1階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火構造で幼児の待避上必要な施設を備えるものにあっては、これらの施設を第2階に置くことができる。
- 2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 3 保育室の面積は、1室53㎡以上を原則とする。
- 4 遊戯室の面積は、1室90㎡以上とする。

- 5 園舎及び運動場の面積は、別表第1に定める面積以上とする。 (施設及び設備等)
- 第12条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。
 - 一 職員室
 - 二 保育室
 - 三 遊戯室
 - 四 保健室
 - 五 便所
 - 六 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備
- 2 保育室の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 4 飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。
- 第13条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な 種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。 (他の施設及び設備の使用)
- 第14条 幼稚園の施設及び設備は、原則として、専用かつ自己所有のものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第4節 設置認可前の園児募集

- 第15条 設置認可前の園児募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号のいずれに も該当する場合は、この限りでない。
 - 一 幼稚園設置計画の承認を受けたこと。
 - 二 幼稚園設置認可申請書の提出があること。
 - 三 園舎等の建設工事が進行しており、開設予定年度の開園が確実と認められること。
- 2 前項ただし書の場合においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 募集要項に「 年 月 日開園予定(認可申請中)」と明示すること。
 - 二 募集人員は、園則上の入学定員を明示すること。
 - 三 入園案内及び募集広告の内容については、教育方針、授業内容等の情報が正確に記載され、かつ、入園希望者等に誤解を与えることのない適正なものとすること。

第3章 設置の認可以外の認可

第1節 収容定員に係る園則変更の認可

第16条 幼稚園の収容定員に係る園則の変更に当たっては、第3条及び第5条から前条 までの規定に適合していなければならない。

第2節 廃止の認可

- 第17条 幼稚園の廃止に当たっては、次に掲げる要件に適合していなければならない。 ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
 - 一 在籍する園児及び教職員の処遇が適切に処置されていること。
 - 二 園地、園舎、園具、教具等の処置が適切であること。
 - 三 指導要録等の関係書類の引継ぎが確実であること。

第4章 申請手続等

(設置認可申請手続等)

- 第18条 幼稚園の設置の認可を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、別表第2に掲げる期限までに、幼稚園設置計画書及び幼稚園設置認可申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、計画書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に協議するものとする。
- 3 知事は、青森県私立学校審議会との協議の結果を計画書の提出のあった日から起算して50日以内を標準として申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、申請書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に諮問するものとする。
- 5 知事は、幼稚園の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設しようとする年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、 その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(収容定員に係る園則変更認可申請手続等)

- 第19条 幼稚園の収容定員に係る園則の変更の認可を受けようとする者は、別表第3に 掲げる期限までに、幼稚園の収容定員に係る園則変更計画書及び幼稚園の収容定員に係 る園則変更認可申請書を知事に提出しなければならない。ただし、幼稚園の収容定員に 係る園則の変更が減員によるものであるときは、計画書の提出を要しない。
- 2 前条第2項から第5項までの規定は、幼稚園の収容定員に係る園則の変更の認可の場合に準用する。この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは「変更しようとする年度」と読み替える。

(廃止認可申請手続等)

- 第20条 幼稚園の廃止の認可を受けようとする者は、廃止しようとする日の60日前までに、幼稚園廃止認可申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、申請書の内容を審査し、直近の青森県私立学校審議会に諮問するものとする。
- 3 知事は、当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附則

- 1 この審査基準は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 私立幼稚園設置認可等取扱要領は、廃止する。
- 3 この審査基準の施行の際、現になされている申請については、旧私立幼稚園設置認可 等取扱要領は、なおその効力を有する。
- 4 旧私立幼稚園設置認可等取扱要領により、収容定員を減ずる認可を受けた後、収容定員を増やす必要が生じた場合は、原則として収容定員を減ずる認可を受ける前の収容定員まで収容定員を増やすことを認める。(この場合における認可の申請は、平成18年4月30日までになされたものに限る。)

附則

- 1 この審査基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

別表第1 (第11条関係)

(園舎の面積)

| 学級数 | 面積(平方メートル) |
|-------|------------------|
| 1学級 | 1 8 0 |
| 2学級以上 | 320+100× (学級数-2) |

(運動場の面積)

| 学級数 | 面積(平方メートル) |
|-------|-----------------|
| 2学級以下 | 330+30× (学級数-1) |
| 3学級以上 | 400+80×(学級数-3) |

別表第2 (第18条関係)

| 提出書類 | 提出期限 |
|------------|-----------------------------|
| 幼稚園設置計画書 | 開設しようとする年度の前々年度の1月31日(園舎等の建 |
| | 設を要しないときは、開設しようとする年度の前年度の5月 |
| | 3 1 日) |
| 幼稚園設置認可申請書 | 開設しようとする年度の前年度の9月30日 |

別表第3 (第19条関係)

| 提出書類 | 提出期限 |
|-------------|------------------------------|
| 収容定員に係る園則変更 | 変更しようとする年度の前々年度の1月31日 (園舎等の建 |
| 計画書 | 設を要しないときは、変更しようとする年度の前年度の5月 |
| | 3 1 日) |
| 収容定員に係る園則変更 | 変更しようとする年度の前年度の9月30日 |
| 認可申請書 | |